

第5条（返金条項）

1. 紹介者が、入社後に自己都合により退職した場合、または明らかに紹介者の責に起因する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、各号記載の金額を、退職日又は解雇日の翌月末日までに返還するものとする。

- (1) 30日以内の場合 本業務手数料の100%
- (2) 60日以内の場合 本業務手数料の80%
- (3) 90日以内の場合 本業務手数料の60%
- (4) 120日以内の場合 本業務手数料の30%
- (5) 150日以内の場合 本業務手数料の20%
- (6) 180日以内の場合 本業務手数料の10%

2. 前項にかかわらず、退職または解雇が、甲における紹介者の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、甲の紹介者に対する法令違反行為に起因する場合、その他甲の責に起因する事由により紹介者が退職もしくは解雇された場合、または紹介者の死亡等の不測の事態による場合については、前項の本業務手数料の返還義務は生じないものとします。